

令和2年3月

お客様各位

花巻信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する ガイドライン」を踏まえた預金規定改定のお知らせ

当金庫は、金融庁より平成30年2月に公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和2年4月1日より、各種預金規定を改定いたします。

なお、改定後の預金規定等は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

規定の改定後は、新規取引開始時にお取引やお客様に関する情報等について従来よりも詳しく確認させていただく場合がございます。

また、既にお取引のあるお客様におきましても、お取引の内容や状況等に応じて、お客様のお取引の目的やお客様に関する情報等を、再度確認させて頂く場合がございますのでご協力をお願いいたします。

当金庫がご協力をお願いする確認や資料のご提出について、ご対応いただけない場合は、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合がございます。

なお、当金庫が確認した情報や資料の内容によっては、お取引を制限させていただく場合がございます。

1. 改定する規定

- (1) 「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金共通規定」
- (2) 「通知預金規定」
- (3) 「当座勘定規定」

2. 改定内容

「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金共通規定」に以下の条項を新設・変更します。

普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金共通規定（例）抜粋
「取引制限」条項の新設

10.（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

「解約等」条項の一部追加・変更

1 1. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、口座開設店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- ②この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合
- ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合

以上